

障害福祉サービス事業者としての指定を受けるにあたり、定款や寄附行為に障害福祉サービス事業を行う旨の記載が必要となります。

提出する定款及び登記簿謄本（登記事項全部証明書）の目的には、申請に係る事業についての記載が必要です。※下記を参考に表記してください。

1. 「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業」

以下のサービスについて含まれます。

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助（障害者自立支援法第5条）

2. 「障害者自立支援法に基づく相談支援事業」

相談支援事業を行う場合には表記が必要です。

3. 「障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業」

移動支援事業（現行の外出介護にあたるもの）等。ただし区市町村主体の事業となるため、表記が必要かどうかは該当各区市町村の判断によることとなります。

※上記の表記は最も事業を広く拾える表現としての例です。

※定款の変更について、法人によっては手続きに時間を要することが考えられます。申請受付期限までに定款変更手続きの完了が間に合わない場合は、手続き中であることがわかる書類の添付をもって受理してもらうことも可能です。

例) 定款変更について決議された総会等の議事録、定款変更認可申請書類受付証 等

4. 社会福祉法人及び医療法人の定款表記

自立支援法の規定に基づく個別事業名及び各事業所名の記載が必要になります。また、複数の個別事業を行う場合には個別事業ごとの連記が必要になります。

《社会福祉法人》

例) 「障害福祉サービス事業の経営（居宅介護 ○○事業所）」
「障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護 △△事業所）」
「相談支援事業の経営（○○事業所）」
「移動支援事業（○○事業所）」

《医療法人》

事業名のあとに、事業所名と住所の記載が必要です。

例) 「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業（事業所名・住所）」
「障害者自立支援法に基づく相談支援事業（事業所名・住所）」

現在の定款表記で上記に関する記載の旨が読めるかどうかの判断がつかない場合には、当事務所までお気軽にご相談ください。